

品川区多胎妊婦健康診査費助成事業実施要綱

制定 令和8年4月1日 要綱 第77号

(目的)

第1条 単胎妊婦に比べ身体的な負担が大きく、頻回の妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）が推奨される多胎妊婦の妊婦健診を医療機関または助産所で受診する者について、品川区妊産婦健康診査実施要綱（令和7年品川区要綱第155号）による受診回数を超えた分の妊婦健診費用の一部を助成することにより、母子の健康を守るとともに、妊娠および出産に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 多胎妊婦健診費助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 15回目から19回目までの各妊婦健診受診日において多胎妊婦であること。
- (2) 妊婦健診の受診日において区内に住所を有する者であること。

(助成対象経費等)

第3条 この要綱による助成金の支給対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、品川区妊産婦健康診査実施要綱による受診項目の範囲内で対象者が14回を超えて受診した妊婦健診のうち15回目から19回目までの妊婦健診（以下「対象妊婦健診」という。）に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費は、助成対象経費としない。

- (1) 国外において受診した対象妊婦健診の経費
- (2) 健康保険適用となる経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額とする。ただし、区が別途契約医療機関と契約する単価を上限とする。

(助成金の支給の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多胎妊婦健康診査費助成金支給申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 母子健康手帳の写し

(2) 対象妊婦健診を受診した医療機関または助産所の領収書の写し

(3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の支給の申請は、申請者が受診した対象妊婦健診の回数に関わらず、まとめて1回とするものとする。

3 第1項の規定による助成金の支給の申請は、申請者が最後の妊婦健康診査を受診した日から1年以内に行うものとする。

(交付決定および通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成を適当と認めるときは、品川区多胎妊婦健康診査費助成金交付決定通知書(第2号様式)により、不適当と認めるときは、品川区多胎妊婦健康診査費助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 区長は、前条に規定する助成金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に、助成金を振り込むものとする。

(助成金の返還)

第8条 区長は、助成を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付した助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の適用について必要な事項は、健康推進部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日より適用する。

多胎妊婦健康診査費助成金支給申請書兼請求書

品川区長あて

助成申請額 円

私は、多胎妊婦健康診査費助成金の交付について下記のとおり申請し、請求します。請求金額については、下記口座にお振込みください。なお、申請書には助成対象となる項目のみ記載しています。この申請内容について、区が保有する公簿等を閲覧・調査すること及び医療機関等に問い合わせることに同意します。

申請及び請求者記入欄(太枠内を記入)
フリガナ
申請者氏名(妊産婦ご本人)
住所
出生(予定)年月日
振込先
口座振替指定金融機関
口座種別
フリガナ
*口座名義

*口座名義欄に妊婦氏名以外または旧姓を記入する場合は下欄の委任状にもご記入が必要です。

委任状
私は、助成金の受領を上記口座名義の者に委任します。
申請者(妊産婦)氏名

Table with 4 columns: 多胎妊娠に伴う妊婦健康診査(15回目以降), 区処理欄, 受診日, 自己負担額, 助成限度額, 助成額. Rows for 15th to 19th visits and a total row.

Table with 5 columns: 区処理欄, 受付者, 住民登録日, 転出年月日, 備考.

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区多胎妊婦健康診査費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多胎妊婦健康診査費助成金については、下記のとおり交付することと決定したので、品川区多胎妊婦健康診査費助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1. 氏 名

2. 住 所

3. 助成金額 円

4. その他 助成金は、お届けいただいた金融機関の口座に振り込みます。

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区多胎妊婦健康診査費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多胎妊婦健康診査費助成金については、下記のとおり交付しないことと決定したので、品川区多胎妊婦健康診査費助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1. 氏 名
2. 住 所
3. 不交付の理由